

陳 述 書 (6)

槌田敦

1 論文掲載拒絶による不利益の増大

(1) 酷似論文の出現

日本気象学会が、合理的根拠なく私たちの論文の掲載を拒絶している間に、私たちの論文に酷似した論文がインターネット上に出現しました。Lon Hocker 著 "The temperature rise has caused the CO2 increase, not the other way around" (和訳「気温上昇が CO2 の上昇の原因であり、その逆ではない」) (2010 年 6 月) (英文甲 46 号証, 和文訳甲 47 号証) という論文です。

この論文は、その Fig.2 において、気温と CO2 濃度の変化率とを比べるもので、控訴人らの論文 (2008 年 4 月投稿) で発見した事実① (再改定稿の第 5 図) と同じ内容を持つものです。

控訴人らの論文にあるもうひとつの発見した事実② (再改定稿の第 6 図, CO2 濃度が増加しない気温) についても、Hocker の論文にその発見の基になる関係式が示されています。

(2) 論文掲載拒絶による不利益の増大

学者にとって、誰が最初にその法則や事実を発見したかは非常に重要な意味があります。それは論文が世界的に認められた査読のある科学雑誌に掲載されることによって決まるのです。その雑誌の論文受付日が発見した日付として扱われます。

私たちの論文は気象学会誌『天気』に受付られたのは 2008 年 4 月 28 日で、この酷似論文のインターネット上での発表は 2010 年 6 月 9 日ですから、控訴人らの論文提出の方が 2 年以上早いので、私たちの論文の掲載が認められれば、私たちの発見が優先することは明らかです。

しかし、この酷似論文がどこかの査読ある科学雑誌に発表された場合、控訴人らの論文が掲載されるまでの間は、この酷似論文が先取権を持つことになってしまいます。そして、一旦確定した先取権は、これを覆すのは至難の業なのです。

つまり、このままでは「CO2 濃度増が気温高の原因ではなく、気温高が CO2 濃度増の原因である」ことの第一発見者は誰かということで国際紛争になる可能性さえあるのです。

この争いの間、私たちの先取権が脅かされ続けるであろうことは、学者である私にとって耐え難い苦痛です。

同様の学術的論争からクライメート事件等のスキャンダルが国際的に取り上げられている最中、本件の論文掲載拒絶を円満に解決しないことは、日本における論文発表妨害事件として世界的話題となりかねません。これを憂慮し、和解を提案しましたが、日本気象学

会は、これを熟考することなく拒みました。

このように誠意ない日本気象学会の対応を許し難く思います。裁判所におかれては、一刻も早く、適切な判断をして頂きたいと思います。

2 大会での講演発表について

原判決は、会員数（約 4300 人）が多いとして「講演の機会を与えられるのはごく一部」を理由に、発表を期待する法的保護はないと判断されています。

しかし、控訴人準備書面（1）p11 で主張したとおり、比較すべきは発表数と参加者の数であって、会員数ではありません。

具体的に検討しますと、事件直前の 2008 年秋季大会での参加者数は 817 名であり、口頭発表数は 309 件でした（甲 48 号証。2008 年秋季大会の報告、『天気』2009 年 1 月号 p4）。本訴訟で問題となっている 2009 年春季大会では、参加者数は 855 名であり、口頭発表数は 147 件でした（甲 49 号証。2009 年春季大会の報告、『天気』2009 年 6 月号 p463）。（参考までに、理系学会では、一般に多数の共同研究者により発表が行われますから発表者数は発表数よりも大幅に増えます）。

このふたつの大会の参加者数と発表数を比べると、前回の大会に比べて、事件のあった大会では、参加数はほとんど同じですが、発表数は半分以下と少なく、控訴人がこの大会で発表できる余裕は十分にありました。ですから、控訴人の研究発表だけを正当な理由なく企画委員会は拒否したので、「講演の機会を与えられるのはごく一部」という判断は誤りです。

以 上